

初等中等教育段階における生成AI の利用について

◆ガイドライン改訂の背景

- ・文部科学省では、令和5年7月に「初等中等教育段階における生成AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を取りまとめ、主として対話型の文章生成AI について学校関係者が活用の適否を判断する参考資料として示してきました。
- ・令和6年7月には、生成AI の技術革新やAI に関するルールづくりの進展等を踏まえ、「初等中等教育段階における生成AI の利活用に関する検討会議」を設置し、生成AIの利活用の在り方を検討し、同会議での議論を経て、暫定的なガイドラインを基に、構成の変更等を通じて読み手に寄り添ったものとなることを意識した、改訂が行われました。
- ・改訂されたガイドラインでは、生成AI の概要、基本的な考え方を示した上で、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を基に具体的に示されています。

◆暫定版と新ガイドラインの主な変更点

- ①「人間中心の原則」を示した上で、生成AIは学習や指導を補助するためのツールとして位置付け、学びの専門職である教員としての役割の重要性を強調
- ②生成AIを使う具体的な場面や主体ごとの活用例と留意事項を明確化
- ③著作権、プライバシー、セキュリティ、バイアスなどのリスクを具体的に示し、リスク軽減のための技術的・運用的対策も掲載
- ④利用者が教職員と児童・生徒の場合でそれぞれ別のチェックリストを用意
- ⑤利活用を進めるために必要な研修教材や事例集を参考資料として追加

資料 8 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（概要版含む）

資料 9 教育現場における生成AIの活用について（通知）【小牧市教育委員会発信】